

## (7) 避難確保計画について

水防法、土砂災害防止法の改正（平成29年6月）により、災害の恐れのある区域に位置する要配慮者施設は、施設の避難体制の強化を図るため「避難確保計画の作成」「避難訓練の実施」が義務付けられました。

市は、地域防災計画に定めた対象施設に対し、作成及び訓練実施に向けた支援協力を行いました。

### 【対象施設】

#### ○水防法第14条 洪水浸水想定区域（木曾川）に位置する施設

区分	施設名
社会福祉施設	1 晴日荘 しずく
	2 小規模多機能ホーム 花梨かみの
	3 団欒の家 かみの
	4 多機能型重症児デイサービス ももか
	5 上木子ども未来園
	6 犬山西児童センター
学校	7 犬山中学校
	8 犬山西小学校
医療施設	9 樹クリニック

#### ○土砂災害防止法第7条 土砂災害警戒区域に位置する施設

区分	施設名
社会福祉施設	1 特別養護老人ホーム 犬山白寿苑
	2 ひかり学園
	3 水平館
	4 宅老所・グループホーム今井あんきの家
	5 ひびき作業所
	6 特別養護老人ホーム ぬく森
医療施設	7 きたはら助産所

※犬山南高等学校が区域内に位置していますが、市では高等学校以上の生徒を利用者とする学校施設については対象から除外しています。

## 【計画作成の状況】

対象施設の全施設において計画作成及び訓練の実施が完了しています。

※訓練については、コロナ禍ということもあり、一部施設では、机上での確認訓練のみの実施となっています。

## 【今後の支援等】

### 施設への支援

引き続き、計画の見直し、訓練の実施に対して、アドバイス等の支援を行います。災害時の対応としては、避難情報発令時及び避難完了後に、市と施設間で連絡をとり確認することとしています。

### 庁内の体制

防災交通課・福祉課・高齢者支援課・健康推進課・整備課にて、対象施設の確認、計画作成、訓練実施への支援、災害時の連絡等の支援を行う協力体制を整えていきます。